

郡山市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条－第8条）

第3章 議会運営（第9条－第12条）

第4章 市民と議会との関係（第13条－第15条）

第5章 議会と市長等との関係（第16条・第17条）

第6章 議会の災害対応（第18条－第20条）

第7章 体制整備（第21条－第24条）

第8章 補則（第25条・第26条）

附則

郡山市議会は、郡山市民に選ばれた郡山市議会議員で構成される住民の代表機関である。

議会と市長は、ともに市民の負託を受けて活動し、議会は合議制の議事機関として、また、市長は独任制の執行機関として、独立対等の立場で、それぞれの異なる特性と役割を生かして、緊張と均衡を保持しながら、市民福祉を増進する共通の使命が課せられている。

本市は、地方分権が進展する中、市民生活に密着した行政サービスを行う市民に最も身近な基礎自治体として、少子高齢化など全国的な課題のほか、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害からの復興という大きな課題を抱えている。

よって、郡山市議会は、自由かつ達な議論を通して、市政の課題に関する論点を明確にするとともに、市民に開かれた議会として、多様な民意を市政に反映し、最良の意思決定を導くなど、市民の負託に的確に応える議会のあり方を常に追求し、市民福祉の向上及び市政の進展のため、更なる取組の推進を決意し、ここに郡山市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、合議制の議事機関である郡山市議会（以下「議会」という。）の基本理念並びに議会及び郡山市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定めることにより、市民の負託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の進展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、真の地方自治の実現を目指すものとする。

（議会基本条例の尊重）

第3条 議会及び議員は、この条例の趣旨を尊重し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の役割及び活動原則）

第4条 議会は、選挙によって選ばれた多数の議員で構成される合議体で権限を行使することに

鑑み、主として次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条の規定により議決すべき事件に係る議案の審議及び審査により郡山市（以下「市」という。）の意思を決定すること。
- (2) 法第112条に規定する議案及び法第124条に規定する請願の審議及び審査により議会の意思決定を行うこと。
- (3) 法第98条第1項の規定により市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の管理及び出納を検査すること。
- (4) 政策立案及び政策提言を行うこと。
- (5) 法第99条に規定する意見書の提出、決議等により、国、福島県、関係機関等（以下「国県等」という。）への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動について、公正を確保し、透明性の向上を図ること。
- (2) 自由かつ達な議論による合意形成を目指して審議及び審査を尽くすこと。
- (3) 議案、市政の課題等の審議及び審査の内容について、情報提供に努め、市民へ説明すること。
- (4) 議会の役割を不断に追求し、議会の活性化に継続的に取り組むこと。

（議員の役割及び活動原則）

第5条 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号の議案並びに同号の請願（以下「議案等」という。）の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市の政策形成に係る調査研究、立案及び提言を行うこと。
- (3) 市の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持つて的確な判断を行うこと。
- (2) 議会が言論の場であること及び合議制の議事機関であることを踏まえ、市民の代表として自由かつ達な議論を行う等議会で十分な審議及び審査を尽くすこと。
- (3) 自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に保持し、誠実かつ公正にその職責を果たし、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

（議員の政治倫理）

第6条 議員は、公職にある者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識の保持に徹するものとする。

（会派）

第7条 会派は、政治的信条、政策等を共有する議員により結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言に関して調整を行い、必要に応じて、会派（会派に所属しな

い議員を含む。)間の合意形成を図り、円滑かつ効果的な議会運営に努めるものとする。

(政務活動費)

第8条 会派は、議会活動の活性化を図るため、郡山市政務活動費の交付に関する条例（平成13年郡山市条例第3号）の規定により交付を受けた政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行うとともに、その適正な執行及び使途の透明性の確保を図るものとする。

第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第9条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保し、市民に分かりやすく、かつ、円滑で効率的な運営を行うものとする。

(委員会活動)

第10条 委員会は、議案等の審議及び審査並びにその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう積極的に活動を行うものとする。

(調査活動等)

第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ効率的又は効果的に行われているかについて、必要に応じ、検査又は調査を行うことができるものとする。

(政策立案及び政策提言)

第12条 議会は、市政へ市民の多様な意見等を反映させ、もって市民福祉の向上及び市政の進展に寄与するため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。

第4章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第13条 議会は、市民への情報提供等の広報活動の充実により、市民に対する説明責任を果たし、市民の負託に応えるものとする。

2 議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会、参考人の制度等の活用に努めるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第14条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その活動に関し、情報通信技術の活用等多様な手段により、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

2 議会は、その活動に関する広報及び広聴の内容及び在り方について常に検証し、充実に努めるものとする。

(情報の公開)

第15条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議の日程等を市民に周知するとともに、情報通信技術を活用し、会議等の生中継及び録画中継を実施するものとする。

2 議会は、会派等における議案等の賛否を積極的かつ速やかに公開するものとする。

第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第16条 議事機関である議会と執行機関の市長等は、互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である市民福祉の向上及び市政の進展に取り組むものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

第17条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、法第96条第2項の規定による議決事件を積極的に定めるよう努めるものとする。

2 前項の議決事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 議会の災害対応

(災害等発生時の体制の整備)

第18条 議会は、大規模災害等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。

(災害等発生時の議会の役割)

第19条 議会は、大規模災害等が発生したときは、市長等と連携し市民の生活基盤の回復、整備等に必要予算を迅速に執行できるよう議会運営に努めるとともに、必要に応じ市長等と連携を図り災害等からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

2 前項に規定する場合において、議会は、状況を調査し市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等又は国県等に対し政策立案、政策提言、要望等を行うものとする。

(災害等発生時の議員の役割)

第20条 議員は、大規模災害等が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするものとする。

2 議員は、大規模災害等が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 議員は、大規模災害等が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

第7章 体制整備

(学識経験者等の活用)

第21条 議会は、会議における審議及び審査の充実、市長等の事務に関する調査、政策立案並びに政策提言に係る機能の強化に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

2 議会は、専門的事項に係る調査が必要と認めるときは、議決により、学識経験を有する者等により構成される調査機関を設置することができるものとする。

(研修及び調査研究)

第22条 議員は、議案等の審議及び審査並びに政策立案等に関する能力の向上のため、積極的に研修及び調査研究に取り組むものとする。

(議会事務局の強化)

第23条 議会は、議案等の審議及び審査、市長等の事務の執行に対する検査、調査活動及び政策立案等の活動に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を図るものとする。

第8章 補則

(検証)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、常に検証し、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行うものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。